

中野区交通政策推進協議会路線バス部会要領（案）

（設置）

第 1 条 中野区交通政策推進協議会（以下「協議会」という。）条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、中野区交通政策推進協議会路線バス部会（以下「部会」という。）を設置する。

（目的）

第 2 条 中野区地域公共交通計画に掲げる基本理念の実現に向け、路線バス環境の維持・改善及び路線バスの利用促進等に関し、必要な事項を協議する。

（所掌事項）

第 3 条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 中野区地域公共交通計画の施策に掲げる事項
- (2) 地域交通法第 27 条の 14 第 1 項に規定する地域公共交通利便増進事業に関する事項

（委員）

第 4 条 部会委員は、協議会委員のうちから会長が指名する。

2 部会委員の任期は、協議会の任期を準用する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会員がその職務を代理する。

（会長）

第 5 条 部会長は部会員の互選により選任する。

2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、会長が指名する部会員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、部会長が招集する。ただし、委員の全部が新たに任命された後の最初の部会については、協議会会長が招集する。

2 部会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 部会の議事の議決方法は、過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長が決するところによる。

4 やむを得ない理由のため部会に出席できない委員は、同一の団体又は機関に属する者を代理人として出席させ、合議及び表決を委任することができる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴き、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、都市基盤部交通政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、2025年7月28日から施行する。